

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 11 月 19 日（火）第 568 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の変更登録（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第761号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、生産事業者合同会社霧島フォレストリーから次のとおり登録証の記載事項に変更があった旨の届出があった。

令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
生産事業者の氏名又は名称	日高 啓介	合同会社霧島フォレストリー	令和 6 年 9 月 6 日

鹿児島県告示第762号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
志布志市志布志町安楽字田尻3592番2（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ここから訪問看護リハビリケア 鹿児島鹿屋	鹿屋市西原二丁目34番1号	株式会社ENO	鹿屋市西原二丁目34番1号	渡邊 兄祐	令和6年 9月30日	訪問看護
クリニックリハビリ菜の花	指宿市十町460番地	医療法人明正会	指宿市十町352番地2	今林 正典	令和6年 9月30日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和6年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 えがお	始良市鍋倉1474番地1	合同会社えがお	始良市鍋倉1474番地1	松永 翼	令和6年 10月15日	訪問介護

鹿児島県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ここから訪問看護リハビリケア 鹿児島鹿屋	鹿屋市西原二丁目34番1号	株式会社ENO	鹿屋市西原二丁目34番1号	渡邊 兄祐	令和6年 9月30日	介護予防 訪問看護
クリニックリハビリ菜の花	指宿市十町460番地	医療法人明正会	指宿市十町352番地2	今林 正典	令和6年 9月30日	介護予防 通所リハビリテーション

鹿児島県告示第766号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田 康一

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
隼人メディカルクリニック	霧島市隼人町松永一丁目 17 番	令和 6 年 4 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 767 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田 康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
日本調剤鹿大薬局	鹿児島市桜ヶ丘八丁目 35 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日	精神通院医療
ファインヒル調剤薬局	霧島市隼人町松永一丁目 17-102 号室	令和 6 年 4 月 1 日	精神通院医療
こぐま薬局	姶良市西餅田 3293-5	令和 6 年 4 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 768 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田 康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社リニエ R	東京都千代田区神田小川町一丁目 8 番地 8	リニエ訪問看護ステーション鹿児島	鹿児島市谷山中央六丁目 3-5	令和 6 年 4 月 1 日	精神通院医療
特定非営利活動法人夏の風	曽於市末吉町二之方 144 番地 4	訪問看護ステーションバビ	曽於市末吉町南之郷字憶山 4857-7	令和 6 年 4 月 1 日	精神通院医療
合同会社 I D K	奄美市名瀬朝仁新町 18 番地 27	訪問看護ケアステーションいいだっか。	奄美市名瀬末広町 1-6 ベルメゾン 21-407	令和 6 年 4 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 769 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田 康一

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
亀井メンタルクリニック	鹿児島市西田二丁目28番13号 ノーサイドヒルズ2F	令和6年 4月1日	精神通院医療
医療法人鶴木医院	霧島市国分中央3-19-15	令和6年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第770号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
朝日通り薬局	鹿児島市山下町2番7号	令和6年 4月1日	精神通院医療
あさひ薬局田上店	鹿児島市田上二丁目16-17	令和6年 4月1日	精神通院医療
ピエール薬局	鹿児島市郡元一丁目4番3号 -102号	令和6年 4月1日	精神通院医療
ホワイト薬局	鹿児島市薬師一丁目12-8	令和6年 4月1日	精神通院医療
ひおき薬局	日置市伊集院町徳重三丁目7 番地3	令和6年 4月1日	精神通院医療
ポポロ薬局	出水市平和町198-2	令和6年 4月1日	精神通院医療

北薩地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年11月19日

北薩地域振興局長 北薩育子

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステーションココ	薩摩川内市樋脇 町塔之原2654番 地1	たしまエンター プライズ合同会 社	薩摩川内市樋脇 町塔之原2654番 地1	田島 英敏	令和6年 10月31日	居宅介護 ・重度訪 問介護

北薩地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年11月19日

北薩地域振興局長 北薩育子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障がい者グルー	薩摩川内市宮崎	株式会社ジアド	薩摩川内市高江	東 浩昭	令和6年	短期入所

ブ桜梅桃李	町 2625－6	ナ	町 2133 番地 1		11 月 1 日	・ 共 同 生 活 援 助
グループホーム いっぽ	薩摩川内市樋脇 町市比野 737 番 地 2	一般社団法人ば ずる	いちき串木野市 麓 278 番地	提 誠	令 和 6 年 11 月 1 日	共 同 生 活 援 助

始良・伊佐地域振興局告示第 26 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 11 月 19 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
はっぴーone信	霧島市国分中央 六丁目 1－1 Y S ビル 1 F	株式会社純隆	鹿屋市新川町 5450 番地 10	吉留 祐子	令 和 6 年 10 月 19 日	児 童 発 達 支 援

始良・伊佐地域振興局告示第 27 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 11 月 19 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ケキ	始良市加治木町 本町 375 番地松 田ビル 2 階	アスナ株式会社	愛知県一宮市花 池一丁目 5 番 21 号	垣内和太流	令 和 6 年 10 月 31 日	就 労 継 続 支 援 B 型

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第 125 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P L T 世界でいちばん強くなりた い M Q	株式会社サンセイアール アンドディ	410592
ぱちんこ遊技機	P 愛の不時着 M F	株式会社メーシー	4P1252
ぱちんこ遊技機	P A シン・エヴァンゲリオン G O	株式会社ビスティ	3P1855
ぱちんこ遊技機	P シン・エヴァンゲリオン M V	株式会社ビスティ	410629
回胴式遊技機	L スターハナハナ M X	株式会社オニオン	4S1396
回胴式遊技機	L / S H A M A N K I N G / S S	株式会社エレコ	430573
回胴式遊技機	L シン・エヴァンゲリオン	株式会社ビスティ	4S1192
回胴式遊技機	L 東京喰種 C T	株式会社クロスアルフ	4S1320

		ア	
回胴式遊技機	LレヴュースタァライトC X	株式会社オーイズミ	4S1298